

# 第一号議案 令和6年度 会則・定期総会開催等に関する件

1. PTA定期総会の開催は、定期総会資料を小手指中学校ホームページ内に掲載することにより、会員は招集されたものとみなす。

2. 会則改正(案)

第3章 第12条 この会に次の役員を置く。

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 1 会長   | 1名                       |
| 2 副会長  | 若干名                      |
| 3 監事   | 若干名                      |
| 4 幹事   | 若干名                      |
| 5 部員   | 若干名(うち事業部長4名、副部長:指名委員4名) |
| 6 学年理事 | 若干名(うち学年代表3名、指名委員3名)     |
| 7 支部長  | 7名                       |

第14条 役員の選出は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、監事、幹事は指名委員会において推薦する。  
指名委員会は、運営委員会において承認された役員で構成されるものとする。  
ただし、副会長1名は教頭をもって充てる。
- 2 部長、副部長:指名委員は部会において選出する。
- 3 部員は学級数に対して各数名、支部長は7名選出する。学校職員は部員となる。
- 4 学年理事は、互選により学年代表を選出する。

第15条 役員の任期は次のとおりとする。

- 1 役員の任期は1ヵ年とし再任を妨げない。ただし補欠委員の任期は前任者残任期間とする。
- 2 任期を2期務めた本部役員、運営委員会にて承認を得た会員は第12条に定める役員の選出から免除されるものとする。ただし、立候補を妨げない。

3. 各号議案に対する異議が会員数の3分の1を超えない限りにおいて、各号議案は承認されたものとする。各号議案に異議がある場合は、5月17日までに総会資料内「各議案の審議につきまして」に記載のメールアドレスに連絡することとする。

4. PTA新役員の選出(支部長のみ本部役員が兼務)をし、実施可能な範囲でPTA活動を行っていく。